

平成16年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的

平成16年事業所・企業統計調査は、民営の事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに実施している。なお、この中間年の調査として、民営事業所を対象として平成元年及び6年に事業所名簿整備のための調査を実施した後、平成8年調査の際、事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられ、以後、簡易調査として、平成11年調査及び16年調査を実施している。

3 調査日

平成16年6月1日

4 調査の対象

調査日現在、国内に所在する民営事業所（国、地方公共団体以外）について行った。ただし、次の事業所は調査外とした。

- (1) 個人で農業、林業、漁業を行っている、いわゆる農林漁家
- (2) 個人の家庭で雇用されて家事労働に従事する家事サービス業
- (3) 駅の改札内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所（ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とした。）

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

- ア 収入を得て働く従業者がいないもの
- イ 休業中かつ従業者がいないもの
- ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

6 調査の方法

調査は民営の事業所を対象とした全数調査で、次に示す流れにより、調査員が調査票を配布し、収集する方法により調査した。

総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員（指導員） - 統計調査員（調査員）

なお、今回の調査は、調査対象の事業所及び企業の負担を軽減し、より効率的に調査を実施する観点から、商業統計調査及びサービス業基本調査と同時に一枚の調査票で実施した。

7 調査事項

【事業所に関する事項】

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類

【会社企業に関する事項】

- ア 資本金額
- イ 会社全体の常用雇用者数
- ウ 会社全体の主な事業の種類

利 用 上 の 注 意

- 1 この結果報告は、広島県が調査結果の早期利用を図るため、国の集計に先立ち速報値を集計したものであり、後日、総務省が公表する「平成16年事業所・企業統計調査報告」の数値と相違する場合があります。また、平成13年以前の数値は、総務省「事業所・企業統計調査結果報告」による。
- 2 市町村名は、調査の期日である平成16年6月1日現在のものです。
なお、市区町村別の統計表（第3表、第4表、第7表）については、総務省「平成16年事業所・企業統計調査」結果速報の表示に合わせて、平成15年1月1日現在の市町村別に集計した。
- 3 平成11年及び13年の産業分類別の数値は、第11回日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に組み替えたものである。
- 4 端数処理を四捨五入により行っていることから、合計の数字と内訳の計が一致しない場合があります。
- 5 実数について該当しないものは「-」で表した。また、新設の分類項目については、組み替えのできなかったものがあり、この場合、その分類項目を「...」で表した。
- 6 統計表第6表及び第7表については、広島県のホームページ「広島の統計」に掲載している。
- 7 問い合わせ先

広島県地域振興部管理総室経済統計室経済統計グループ

[〒730-8511 広島市中区基町10-52 (082)513-2540 (ダイヤルイン)]

この内容については、次のインターネットでも情報提供をしています。

広島県のホームページアドレス <http://db1.pref.hiroshima.jp/toukei/index.html>

用語の解説

1 民営事業所

- (1) 事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。
経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。
- (2) 民営とは、国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

2 派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社などで別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

3 異動事業所別事業所

(1) 存続事業所

平成13年事業所・企業統計調査で把握された事業所で、平成16年6月1日にも現存している事業所をいう。

(2) 新設事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日（平成13年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいう。

(3) 廃業事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいう。

4 経営組織

(1) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

(2) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

(3) 会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

(4) 会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会（NHK）、各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

(5) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

5 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づき分類した。

なお、一部の小分類項目については、分割したものも小分類としている。

6 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支払われていなくても従業者とした。